

受付印	回 覧	課 長	主 幹	副主幹	課 員

納税管理人

申 告
承認申請
免除申請

書

岩手町長 民部田 幾 夫 殿

納税義務者	住所	
	氏名	⑩
		個人番号

私は、岩手町税条例第63条の4 第1項
第2項 に、基づき、次のとおり 申告
申請 します。

第1項に基づく場合 次の者を納税管理人として定めます。

納税管理人	住 所	
	氏名 (名称)	⑩
		個人番号

第2項に基づく場合 岩手町の固定資産税の納付につき、徴収に支障を来たさないの
納税管理人を定めないことについて、認定願います。

岩手町税条例抜粋

第63条の4 固定資産税の納税管理人

固定資産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、岩手町の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は岩手町の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

記入の仕方

- 納税管理人の住所が岩手町内にある場合 申告 第1項 申告 以外を=で消してください。
- 納税管理人の住所が岩手町外にある場合 承認申請 第1項 申請 以外を=で消してください。
- 納税管理人を定めない場合 免除申請 第2項 申請 以外を=で消してください。

処理欄